協会員＝士会員へ向けての個人情報提供への意向確認とスケジュール（会長　高木　節）

８月号会報にて、協会員＝士会員へ移行するための一歩として、次回（令和８年度）総会において定款または定款施行規則の変更を行い、新規入会者は日本作業療法士協会（以下「ＯＴ協会」）会員である旨を明記する予定であることをお伝えしました。誤解が生じてはいけませんので、重要な点を改めて最初にお伝えいたします。現在、ＯＴ協会のみ、あるいは士会のみへ入会している方の立場は、これまでどおり維持されます。

それぞれ未入会の会への入会は促していきますが、強制的な入会や不利益は一切ありません。急激な制度変更を求めているわけではなく、今後２０～３０年の時間をかけ、緩やかに協会員＝士会員へと移行していくことを見込んでいます。

協会員＝士会員に向けた取り組みを進める前段階として、県士会が保有する情報とＯＴ協会が保有する情報を突合し、会員情報を一致させる必要があります。ただし、当会が保有する会員情報は個人情報であるため、個人情報保護法により外部団体に提供する際には、各会員の同意確認が必要となります。「未回答」の場合は「賛同できない」と回答したものとして取り扱われます。

今後の情報共有に向けた意向確認のスケジュールは以下のとおりです。

① 会報を用いて、士会員全員に意向確認を実施。

本記事末尾のＱＲコードもしくはＵＲＬよりアクセスいただき、説明をご確認の上、士会情報をＯＴ協会へ提供することへの意向を回答してください（回答期限：２月２８日）。

② 初回調査の集計後、「未回答の会員」へ個別に電話で意向確認を実施（５月末まで）。

この時点で返答のない会員は「賛同できない」と判断します。

③ 令和８年度６月総会にて、定款または定款施行規則の改正を行い、令和９年度以降の新規入会者についてはＯＴ協会への所属を必須とする旨を明記。

④ ＯＴ協会と覚書を取り交わし、意向確認の取れた会員情報の突合作業を開始。（可能であれば令和８年度上半期中）

⑤ ＯＴ協会の会員管理システムを士会内で利用開始。

なお、士会のみ所属の会員管理は士会で継続して行う必要があります。また、会費の一括徴収については、全国一律での実施は困難とのＯＴ協会判断により、ＯＴ協会・士会の個別徴収が継続される旨の報告を受けています。

当会のＩ５００名を超える会員全員の意向確認を事務局・役員で個別に行うことは、多大な時間と費用を要します。できるだけ多くの会員の皆さまに自主的に回答いただければ、今後の事務作業の簡略化が可能となりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

回答は右記ＱＲコードまたは下記ＵＲＬから

https://forms.gle/HeHD7bk6umFszJCA8

回答締切：令和８年２月２８日（土）

問合：会長　高木 節

E-Mail：i.takaki@hiroshima-ota.jp